

答申書

1 審査会の結論

羽幌町長（以下「実施機関」という。）が、平成24年3月29日付け羽総情号で行った公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）において非公開とした部分のうち、別表の「審査会が公開と判断した部分」欄に掲げる情報を公開することが妥当である。

2 異議申立ておよび審査の経緯

（1）異議申立ての経過

（ア）本件の異議申立人○○○○氏（以下「申立人」という。）は、平成24年3月16日付で、「㈱ハートタウンはぼろに関する公文書（未収金対応策含む）」につき、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項に基づく公文書の公開請求（以下「公開請求」という。）を行った。

（イ）同年3月29日付で実施機関は、申立人の行った公開請求に対して、条例第10条第1項の規定に基づく本件処分を行い、その旨を申立人に通知した。

（ウ）同年4月9日付で申立人は、実施機関に対し、本件処分を取り消すとの決定を求める異議申立てをしたので、実施機関は同年4月23日付で、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項に基づく諮問を行った。

（2）公開請求の対象となった公文書について

実施機関は、公文書を特定するにあたり、申立人へ公開請求の内容を確認しており、その結果、公開請求の対象となった公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、「財務運営状況」、「協議事項」、「未収金対応協議事項」、「総会資料5年分」であったため、次のとおり公文書を特定し、非公開情報に該当する部分を除き公開している。

- ① ハートタウンはぼろの運営状況説明について
- ② 商業複合施設「ハートタウンはぼろ」テナントの決定について
- ③ 「㈱ハートタウンはぼろ」に関する報告について
- ④ 商業複合施設内のテナントの決定について
- ⑤ 商業複合施設内のテナントの撤退について
- ⑥ ショッピングセンター『ハートタウンはぼろ』のテナント閉店の経過報告について
- ⑦ ショッピングセンター『ハートタウンはぼろ』のテナント閉店について
- ⑧ ハートタウンはぼろに係る運営状況等について
- ⑨ 「ハートタウンはぼろ」の情報公開に係る意見交換について
- ⑩ ㈱ハートタウンはぼろ第9期定時株主総会の復命について（総会資料含む）

- (11) 株ハートタウンはぼろ第8期定時株主総会の復命について（総会資料含む）
- (12) 株ハートタウンはぼろ第7期定時株主総会の復命について（総会資料含む）
- (13) 株ハートタウンはぼろ平成20年度第6期定時総会について（総会資料含む）
- (14) 株ハートタウンはぼろ第5期定時株主総会の復命について（総会資料含む）

(3) 審査の経緯

- (ア) 当審査会における審査手続きとして、平成24年5月8日開催の第1回目の審査会後、同年5月9日付けにて実施機関に対し非公開理由の説明を求め、申立人に対しては、意見陳述等の有無を照会したところ、同年5月10日に意見陳述を行う旨報告を受けた。
- (イ) 同年6月5日に第2回目の審査会を開催し、実施機関側より本件処分に関する非公開とした理由の説明を受け、申立人においては、異議申立てに関する意見陳述が行われた。
- (ウ) 同年6月28日に第3回目の審査会を開催し、審議をした。
- (エ) 同年8月27日に第4回目の審査会を開催し、審議を経て答申書の作成に至った。

3 審査会の判断

当審査会は、実施機関が本件処分により一部公開とした公文書を検分したうえで、異議申立ての理由として「本件処分により非公開とした情報は、町民の知る権利の著しい侵害と、町政に対する町民の信頼への失墜や、公正でわかりやすいまちづくりの推進に反するものである」旨の主張および意見陳述の内容や実施機関の非公開理由説明書に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、町民から公開請求のあった公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得

ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報の該当性について、事案の内容に即し、個別的かつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

(2) 株式会社ハートタウンはぼろについて

株式会社ハートタウンはぼろ（以下「本件法人」という。）は、資本金6,000万円のうちその3分の1に当たる2,000万円を羽幌町が出資している、いわゆる第三セクター方式の法人である。

本件法人は、中心市街地活性化のマネジメント機能を担うTMO（タウンマネジメント機関）として、平成14年5月に設立されて以来、平成17年6月に商業複合施設「ハートタウンはぼろ」をオープンしており、羽幌町の地域振興の一端を担っていることからして公共性、公益性のある法人であることが認められる。

このことは、申立人においても異議申立ての理由の一つに「ハートタウンはぼろは、第三セクターと位置づけされ、公的資金が投入されていることや、町は2,000万円を出資し、施設建設費に1億2,000万余を投入している。」ことを取り上げ、意見陳述の中では羽幌町は大株主であり、町民の税金が投入されていることを踏まえ、情報を積極的に提供し共有してもらい、行政の透明性を確保し、もって町政への町民の信頼性を図る必要があることを主張しているところである。

確かに本件法人は、羽幌町を最大の株主とする第三セクターではあるが、法律上は、株式会社として経営運営されている一営利法人であることを否定し得ないから、本件法人に公共性、公益性があるといつても、条例第6条第1項第3号アに規定する「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と判断できる部分に限っては、非公開やむなしと考えられる。

(3) 本件対象公文書について

本請求により、実施機関が公開した公文書および非公開とした情報は、次の表のとおりである。

なお、申立人は意見陳述において、株式会社ハートタウンはぼろに関する公開請求をした中で、実施機関は個人情報に触れるとして一部しか公開を行っていないとし、その非公開としている「テナントの状況、家賃・共益費の内容、未収金の件数およびその対策・経緯」に関する情報を特に求めていると主張している。

このことについて、当審査会で確認したところ、申立人が公開請求した内容に対し、実施機関が特定した公文書は2(2)で説明しているとおりであり、今回公開している公文書や次の表中、非公開と決定した部分にも間接的に関係するものも含め、記録されていることが認められる。

文書名	実施機関が非公開と決定した部分	根拠条例
文書① ハートタウンはぼろの運営状況説明について(平成21年6月3日起案)	法人の出席者氏名および役職名、借入金利率の軽減額、借入先、利率、返済期間、借入時の協議内容、融資の情報、預金額、テナントの状況説明箇所、未収金の状況および未収金内訳、損金及び繰越損失の額、ゴミ袋取扱業務委託料の年間取扱額	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書② 商業複合施設「ハートタウンはぼろ」テナントの決定について(平成19年6月28日起案)	閉店テナント名、開店テナント名および法人名ならびに開店日、法人の説明者氏名および役職名、後継テナントに出店希望した事業者情報およびその家族の状況、後継テナントの条件、後継テナントを紹介した事業者情報、後継テナントの関連情報、後継テナントの経営方針、個人の心情に関する情報	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書③ 「株ハートタウンはぼろ」1Fキーテナントに関する報告について(平成18年4月19日起案)	テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名、開店日、法人等の内部事情に関する情報、個人の氏名および戸籍事項に関する情報、増加した売り場面積の坪数	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書④ 商業複合施設内のテナントの決定について(平成18年4月17日起案)	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、後継テナント名および開店日、後継テナントの内部事情	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書⑤ 商業複合施設内のテナントの撤退について(平成18年1月30日起案)	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、閉店テナントに対する具体的な対応経過の部分	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書⑥ ショッピングセンター『ハートタウンはぼろ』のテナント閉店の経過報告について(平成18年1月30日起案)	テナント名、テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および役職名	第6条第1項第2号および同項第3号ア

文書⑦ ショッピングセンター『ハートタウンはぼろ』のテナント閉店について（平成17年12月15日起案）	テナント名、テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および役職名、テナントに対する具体的な対応状況の部分	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書⑧ ハートタウンはぼろに係る運営状況等について（平成17年12月9日起案）	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、テナントに対する具体的な対応経過の部分	第6条第1項第2号および同項第3号ア
文書⑨ 「ハートタウンはぼろ」の情報公開に係る意見交換について（平成20年8月13日起案）	法人の出席者氏名および役職名	第6条第1項第2号
文書⑩ ㈱ハートタウンはぼろ第9期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入先の金融機関名 ・未収金の対象テナントおよび件数 ・空きスペースを活用した催し物の内容に関する事業者名および展示内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	第6条第1項第2号および同項第3号アならびに同項第6号
文書⑪ ㈱ハートタウンはぼろ第8期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入先の金融機関名 ・貸倒損失の対象テナント名 ・旅費の内訳 ・未収金の件数および内容 ・建設協力金の額 ・個別事業の具体策で展示に関する事業者名および展示内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	第6条第1項第2号および同項第3号アならびに同項第6号

文書⑫ 株ハートタウンはぼろ第7期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業等テナント名 ・休業テナントの内部事情 ・未収対象のテナント名やテナントが特定される情報 ・テナントの休業に対する対応 ・未収金の内容および対策 ・土地の賃貸料の内容 ・収入に結びつくような事業の例の事業者名および内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の住所 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	第6条第1項第2号および同項第3号アならびに同項第6号
文書⑬ 株ハートタウンはぼろ平成20年度第6期定時総会について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナント名やテナントが特定される情報 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・役付役員会に関する事項のテナント名 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	第6条第1項第2号および同項第3号アならびに同項第6号
文書⑭ 株ハートタウンはぼろ第5期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナントの賃貸料の内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・取締役会および役付役員会に関する事項のテナント名 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・財産目録の流動資産における商品在庫のテナント名 ・財産目録の流動資産における未収入金の取引先名 ・監査報告書の監査役の印影 	第6条第1項第2号および同項第3号アならびに同項第6号

(4) 条例第6条第1項第2号の該当性について

(ア) 条例における非公開情報の解釈

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」として、同号ただし書きのアからウまでに掲げる情報を除いて非公開とするものと定めている。

本号は、個人の尊厳および基本的人権の尊重の観点から、個人情報の非公開の趣旨は、個人のプライバシーの保護にあることに重点をおき、個人のプライバシーに関する情報を基本に非公開の範囲を限定するとともに、プライバシーという概念が必ずしも明確でないことから、プライバシーの客観的判断基準として個人識別による判断を組み合わせた方法により、個人情報の非公開の範囲を定めたものである。

(イ) 法人の出席者氏名および役職名について

実施機関は、3(3)の文書①～⑨に含まれている町と本件法人との間で協議等を行った際の記録の情報で、相手方出席者および説明者の氏名ならびに役職名について、個人に関する情報に該当するとして非公開としている。上記(ア)での解釈のとおり「相手方出席者および説明者の氏名」は、特定の個人が識別される情報であり、「相手方の役職名」も、特定の個人と密接に関連する情報であって、公開されている情報からも特定の個人を識別することが可能な情報であることがうかがえる。

しかしながら、本件法人が町と行った協議等の内容であることから考えると、公務または本件法人の職務として出席したと推認するのが相当であり、法人等の代表者やこれに準ずる者が当該法人等の職務として行う法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報は、条例第6条第1項第3号に規定する「法人その他の団体に関する情報」に該当するため、「個人に関する情報」には当たらないと判断される。

したがって、これを公にしたとしても、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、公開することが妥当であると判断する。

(ウ) 個人の氏名、家族の状況、戸籍事項に関する情報について

実施機関は、3(3)の文書②において、個人の家族に関する情報と個人の心情に関する情報の一部が、文書③においては個人の氏名および戸籍事項に関する情報が記載されていることから、個人に関する情報であるとして非公開としている。

当審査会で検分したところ、文書②には後継テナントに出店希望した事業者の家族に関する情報や後継テナントとして決定した代表者の個人の心情（居住状況および家族）に関する情報が記載され、文書③には個人の氏名および戸籍事項が記載されていることを確認している。

これらの情報は、上記(ア)での解釈のとおり、特定の個人が識別され、または個

人のプライバシーに関する情報であることは明らかであるため、非公開とすることが妥当である。

(エ) 役員構成の住所、電話番号について

実施機関は、3（3）の文書⑩～⑯において、役員構成の代表取締役以下監査役までの住所および電話番号について、個人に関する情報に該当するとして非公開としている。役員の氏名については、商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条の規定により何人も手数料を納付して、商業・法人登記簿に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができるため、一般に公表されている情報として公開されており、その中には代表取締役および代表取締役専務の住所についても記載されていることを踏まえると、この部分に関しては、公開することが妥当であると判断する。それ以外の住所と電話番号については、個人に関する情報に該当するとして、非公開とすることが妥当である。

（5）条例第6条第1項第3号アの該当性について

(ア) 条例における非公開情報の解釈

条例第6条第1項第3号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。」として、同号アは「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めている。

本号は、法人等または事業を営む個人の企業活動上の利益を原則として保護し、その自由な事業活動を保障しようとする趣旨で、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利や競争上の地位を損ない、または正当な利益を損なうと認められる情報を非公開情報として定めたものである。

「法人とその他の団体」とは、株式会社、有限会社等の営利法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人等の公益法人等すべての法人をいい、また、町内会や消費者協会、婦人会、福祉団体のような法人以外の法人格を有しない団体で、規約を有し代表者の定めがあるなど団体としての実態を有しているものをその他の団体という。

「事業を営む個人とその事業に関する情報」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいい、その事業に関する情報とは、直接的な事業活動に関するもののほか、事業用資産に関する情報などの間接的な事業に関する情報のことである。

「権利、競争上の地位その他の正当な利益」とは、当該法人等の情報が請求者のみならず、広く一般に知られることにより、事業競争上で不利益を受けることが通常予想され非公開により守られる利益のことである。

なお、本号アに該当する非公開情報が記録されている公文書が多量であることから、

以下、3（3）に記載している公文書の種類毎に分けて判断することとする。

（イ）文書①について

当該公文書は、本件法人よりハートタウンはぼろの運営状況について報告を受けた内容を記録しているものであり、借入金利率の軽減額、借入先、利率、返済期間、借入時の協議内容、融資の情報、預金額、テナントの状況説明箇所、未収入金の状況および未収入金内訳、損金および繰越損失の額、ゴミ袋取扱業務委託料の年間取扱額を非公開とし、そのほかの部分を公開している。

まず、借入金利率の軽減額についてであるが、本件法人の経営上の打開策の一つとして借入金利率の軽減が図られる場合、その利率の1%分の軽減額を記載しているものであり、これは、本件法人の経理に関する情報として経営上の内部管理に属する情報であり、当該情報に関する内容・性質等によっても公にすることにより、正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、借入先、利率、返済期間、借入時の協議内容、融資の情報についてであるが、本件法人の取引先や経理に関する情報として当該法人の内部管理に属する情報であり、当該情報に関する内容・性質等によっても公にすることにより、本件法人および相手方金融機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、預金額についてであるが、預金額は、第7期定時総会資料の営業報告書中、財産目録で公開されていることから、正当な利益を害するおそれは見当たらぬため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、テナントの状況説明についてであるが、テナントの内部事情に関しては、経営上の内部管理に属する情報であり、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、非公開とすることが妥当である。しかし、その中でテナント料を軽減している情報については、町が議会において行政報告し、一般に公開している情報であることから、もはや非公開にする理由がないため、公開することが妥当であると判断する。また、そのテナント名についても、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定に基づき公告されており、変更があった場合についても同様であるため、基本的に一般に公開されている情報であり、当該情報の内容・性質等によっても、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは見当たらぬく、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、未収入金の状況および未収入金内訳についてであるが、未収入金の総額は定時総会資料の営業報告書中、財産目録に記載され公開されているが、未収入金の状況や内訳については、本件法人や当該法人等の経営上の内部管理に属する情報であり、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、損金および繰越損失の額についてであるが、当該金額は定時総会資料の営

業報告書中、貸借対照表に記載されていることを踏まえると、その時点での金額について公にしたとしても、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが特に見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、ゴミ袋取扱業務委託料の年間取扱額についてであるが、当該委託料は、羽幌町と株式会社ハートタウンはぼろとの間で委託契約されており、その契約書において、委託料の算定方法が定められている。その算定方法は、取扱額に100分の2を乗じて得た額を支払うものとされており、その支払われた額が42万円程度として公開されていることから、逆算すると取扱額が算定できるため、委託契約が公開対象であることを踏まえると、非公開とすることはできないため、公開することが妥当であると判断する。

(ウ) 文書②について

当該公文書は、本件法人より、ハートタウンはぼろのテナントの決定について説明を受けた内容を記録しているものであり、閉店テナント名、開店テナント名およびその法人に関する情報ならびに開店日、後継テナントに出店希望した事業者情報、後継テナントの条件、後継テナントを紹介した事業者情報、後継テナントの関連情報、後継テナントの経営方針を非公開とし、そのほかの部分を公開している。

まず、閉店テナント名、開店テナント名およびその法人に関する情報ならびに開店日についてであるが、テナント名および法人に関する情報は、上記（イ）で判断しているとおりであり、商業・法人登記簿においても法人情報は一般的に公開されている情報であるため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、後継テナントに出店希望した事業者が特定される情報についてであるが、本情報は、後継テナントの一候補として出店希望した情報であり、実際には出店希望を取りやめている経過からも、本件法人および当該法人等の経営上の内部管理に属する情報であって、正当な利益を害するおそれがある情報として非公開とすることが妥当である。

つぎに、後継テナントの条件が記載されているところについてであるが、当該情報は、本件法人の経営上の情報であると見受けられるが、これを公にしたとしても本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、後継テナントを紹介した事業者情報についてであるが、これは本件法人の取引き情報として経営上の内部管理に属する情報であり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報として非公開とすることが妥当である。

つぎに、後継テナントの関連情報についてであるが、本情報には後継テナントが他に営業している店舗の情報が記載されており、当該法人等の経営上の内部管理に属する情報であり、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報として非公開とすることが妥当である。

つぎに、後継テナントの経営方針についてであるが、実施機関は本件情報を個人の心情に関する情報ということで、個人に関する情報として条例第6条第1項第2号の

規定に基づき非公開としている。当審査会で内容を検分したところでは、本件情報は、後継テナント代表者の出店にあたっての基本的な方針であると見受けられ、条例第6条第1項第3号に規定する「法人その他の団体に関する情報」に該当するため、「個人に関する情報」に当たらないと判断される。

したがって、これを公にしたとしても、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、公開することが妥当であると判断する。

(エ) 文書③について

当該公文書は、本件法人より、ハートタウンはぼろの1階キーテナントについて報告を受けた内容を記録しているもので、テナントが特定される情報、テナント名、開店日、事業者の内部事情に関する情報、増加した売り場面積の坪数を非公開として、そのほかの部分を公開している。

まず、テナントが特定される情報、テナント名、開店日についてであるが、テナント名や開店日は、上記（イ）で判断しているとおり、公開することが妥当であると判断する。ただし、当該公文書内の情報の内容・性質等で他の情報と組み合わせることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある場合は、テナント名を非公開とすることが妥当である。

つぎに、法人等の内部事情に関する情報についてであるが、実施機関は、後継テナントの決定経過等に関して、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を部分的に非公開としている。確かに、本件情報には、後継テナントの決定経過や他の法人の内部事情に属する情報が含まれており、本件法人等の内部に限り秘匿される情報が部分的にあると認められるため、これを公にすることによって、本件法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、非公開とすることが妥当である。

つぎに、増加した売り場面積の坪数についてであるが、これは、後継テナントとして決定した当該法人が、現在の場所からハートタウンはぼろへ移動した際の売り場面積の坪数の比較であり、当該情報を公にしたとしても、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは見当たらないことから、公開することが妥当であると判断する。

(オ) 文書④について

当該公文書は、本件法人より、ハートタウンはぼろのテナントの決定について報告を受けた内容を記録しているものであり、テナント名等や開店日、後継テナントの内部事情に関する情報を非公開として、そのほかの部分を公開している。

まず、閉店するテナント名およびテナントが特定される情報や後継テナント名およびその開店日についてであるが、上記（イ）で判断しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、後継テナントの内部事情に関する情報についてであるが、非公開としてい

る情報は、設備等経営上の内部管理に属する情報であり、公にすることによって正当な利益を害するおそれがあると認められることから、非公開とすることが妥当である。

(カ) 文書⑤について

当該公文書は、本件法人よりハートタウンはぼろのテナントの撤退について説明を受けた内容を記録しているものであり、テナント名、閉店するテナントの対応状況に関する情報の一部を非公開として、そのほかの部分を公開している。

まず、閉店するテナント名およびテナントが特定される情報についてであるが、上記（イ）で判断しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらぬため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、閉店するテナントに対する対応経過に関する情報であるが、その経過の記録では全般的な内容は公開されているが、具体的な対応策で、経営上の内部管理に属する情報については、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、非公開とすることが妥当である。

(キ) 文書⑥について

当該公文書は、本件法人よりハートタウンはぼろのテナント閉店の経過報告について説明を受けた内容を記録しているものであり、テナント名、テナントが特定される情報を非公開として、そのほかの部分を公開している。

閉店するテナント名およびテナントが特定される情報についてであるが、上記（イ）で判断しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらぬため、公開することが妥当であると判断する。

(ク) 文書⑦について

当該公文書は、本件法人よりハートタウンはぼろのテナントの閉店について説明を受けた内容を記録しているものであり、テナント名、テナントが特定される情報、テナントの対応状況に関する情報を非公開として、そのほかの部分を公開している。

まず、閉店するテナント名およびテナントが特定される情報についてであるが、上記（イ）で判断しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらぬため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、閉店するテナントに対する対応状況に関する情報であるが、その経過の記録では全般的な内容は公開されているが、具体的な対応策で、経営上の内部管理に属する情報については、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められることから、非公開とすることが妥当である。

(ケ) 文書⑧について

当該公文書は、本件法人よりハートタウンはぼろの運営状況等について説明を受けた内容を記録しているものであり、テナント名、テナントが特定される情報、テナントの対応状況に関する情報を非公開として、そのほかの部分を公開している。

まず、閉店するテナント名およびテナントが特定される情報についてであるが、上記（イ）で判断しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、閉店したテナントに対する対応経過に関する情報であるが、その経過の記録では全般的な内容は公開されているが、具体的な対応策で、経営上の内部管理に属する情報については、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められることから、非公開とすることが妥当である。

(コ) 文書⑩について

当該公文書は、平成23年5月27日に開催された平成23年度第9期定時総会に関する町の記録と総会資料が添付されているものである。

実施機関は、町の記録中、借入先金融機関名、未収入金の対象テナント名および件数、空きスペースを活用した催し物の内容に関する事業者名および展示内容や、営業報告書では、財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名を非公開としている。

まず、借入先金融機関名については、本件法人の取引先情報や経理に関する情報として当該法人の内部管理に属する情報であり、当該情報に關係する内容・性質等によっても公にすることにより、本件法人および相手方金融機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、未収入金の対象テナント名および件数についてであるが、未収入金の総額は総会資料の経営報告書中、財産目録に記載され公開としており、その内訳となるテナント名や件数等については、非公開としている。確かに、未収入金の内訳は経営上の内部管理に属する情報であり、公開することによって当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。このことから、未収入金の対象テナント名については非公開が妥当であると判断する。また、本件における未収入金の件数については、ハートタウンはぼろに出店しているテナント数や未収入件数によっては、対象テナントが特定される可能性は否定できない。しかし、未収入金の総額は公開されており、対象テナントを特定できるその他の情報も特段見当たらないことを考慮すると、本件での件数を公開したとしても、必ずしも本件法人および当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報とはいえないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、空きスペースを活用した催し物の内容に関する事業者名および展示内容についてであるが、実施機関は、本件法人の事業活動上の取引先情報に該当するとして非公開としている。しかし、事業活動上の取引先情報であるとしても、競争上の地位

その他正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該情報の内容・性質等によって異なるものと考えられる。本件法人が、空きスペースを利用して、特定の事業者へ展示等の催し物を開催するとの内容のものであるが、販売・仕入れ等の取引先であるだとか取引内容に関する情報とは異なり、その内容および事業者の情報が、本件法人の内部に限り秘匿されるものと認めるべき特段の事情がある情報とは想定し難く、これを公にすることにより、本件法人および相手方法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、第9期定期総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産に記載のある預金の取引先金融機関名と固定負債の長期借入先金融機関名について、取引先情報および経理に関する情報であることから非公開としている。確かに、取引先金融機関名は前記でも触れているが、本件法人の取引先情報や経理に関する情報として当該法人の内部管理に属する情報であり、その他の情報との関連性からも公にすることにより、本件法人および相手方金融機関の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。なお、この固定負債の中の長期借入金で「ふるさと融資（ふるさと財団）」を受けている内容を非公開としているが、このふるさと融資は、地域振興に寄与すると考える民間事業者に対し行われる地方公共団体による融資で、財団法人であるふるさと財団が、貸付対象事業についての総合的な調査・検討を行い、貸付実行・償還に関する事務を行っているものであり、第三セクターは一般法人に比して一定の説明責任が求められることからも、出資や融資などで町が関係する内容の情報については、公開することが妥当であると判断する。

（サ）文書⑪について

当該公文書は、平成22年5月28日に開催された平成22年度第8期定期総会に関する町の記録と総会資料が添付されているものである。

実施機関は、町の記録中、借入先の金融機関名、貸倒損失の対象テナント名、旅費の内訳、未収金の件数および内容、建設協力金の額、個別事業の具体策で展示に関する事業者名およびその内容や、営業報告書では、財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名を非公開としている。

まず、借入先金融機関名については、上記（コ）で判断しているとおり非公開とすることが妥当である。

つぎに、貸倒損失の対象テナント名についてであるが、貸倒損失額は総会資料の営業報告書中、損益計算書に記載され公開しており、その対象のテナント名は非公開としている。確かに、貸倒損失の対象となったテナント名は、経営上の内部管理に属する情報であり、公開することによって当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。このことから、貸倒損失の対象テナント名は、非公開とすることが妥当である。

つぎに、旅費の内訳であるが、第8期定期総会の質疑応答で報告した内容の中で、出張先が記録されている部分を非公開としている。確かに、これらの情報が公開されると本件公文書内の前後の情報から、当該法人等が特定され、競争上の地位その他正

当な利益を害するおそれが認められる。しかし、その中の一部である融資に関する内容については、当該情報が公開されていることを踏まえ、これを公開したとしても、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、未収入金の件数および内容についてであるが、未収入金の総額は総会資料の営業報告書中、財産目録に記載され公開としており、未収入金の件数や金額、その内容に関する部分については、非公開としている。確かに、未収入金の内訳は経営上の内部管理に属する情報であり、公開することによって当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。しかし、未収入金の件数については、上記（コ）で判断しているとおり、本件での件数についても公開することが妥当であると判断でき、未収入金の額についても、総額が公開されていることを踏まえると、本件におけるテナントの未収入金額も総額であることから、これを公開したとしても必ずしも本件法人および当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがある情報とはいえないため、公開することが妥当であると判断する。また、未収入金の内容のうち、未取先への対応の内容が記載されている箇所については、当該テナントが特定される可能性がある情報を除き、本件法人が対応した内容を公開したとしても、必ずしも本件法人および当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とはいえないため、公開することが妥当であると判断する。なお、前記において公開としている以外のその他の未収入金の内容については、内部管理に属する情報として非公開とすることが妥当である。

つぎに、建設協力金の額についてであるが、建設協力金とは、本件法人がテナントから建設費を借りて賃貸建物を建築する場合のその借入金とされている。建設協力金の総額は、第8期定時総会資料の営業報告書中、財産目録に建設協力金他として記載し公開されているが、内訳については非公開としている。確かに、本件法人とテナントとの経理に関する情報として当該法人の内部管理に属する情報であり、公にすることにより、本件法人および当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、個別事業の具体策の内容に関する事業者名および展示内容についてであるが、上記（コ）で判断しているとおり公開することが妥当であると判断する。

つぎに、第8期定時総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産に記載のある預金の取引先金融機関名と固定負債の長期借入先金融機関名についてであるが、上記（コ）で判断しているとおり、非公開とすることが妥当であり、そのうち、固定負債の中の長期借入金で「ふるさと融資（ふるさと財団）」については、公開することが妥当であると判断する。

（シ）文書⑫について

当該公文書は、平成21年5月22日に開催された平成21年度第7期定時総会に関する町の記録と総会資料が添付されているものである。

実施機関は、町の記録中、休業等しているテナント名、テナントの内部事情、未収

金の内容および対策、土地の賃貸料の内容、収入に結びつくような事業の例の事業者名およびその内容や、営業報告書では、財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名を非公開としている。

まず、休業等しているテナント名についてであるが、上記（イ）で説明しているとおり一般的には公開している情報ではあるが、本件公文書内の情報の内容・性質等によると、当該テナント名を公にすることによって、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、未収対象のテナント名やテナントが特定される情報、そのテナントの内部事情についてであるが、未収入金の内容は経営上の内部管理に属する情報であり、公にすることによって当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められる。したがって、未収対象のテナント名やテナントが特定される情報、そのテナントの内部事情については、非公開とすることが妥当である。

つぎに、テナントの休業に対する対応についてであるが、本件公文書内の情報の内容・性質等によると、当該テナント名やテナントの内部事情に関する情報を公にすることによって、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、未収入金の内容中、未収対象のテナント名やテナント名が特定される情報、その内訳や対策に関する情報についてであるが、未収入対象のテナント名やテナントが特定される情報、未収入金の内訳については、本件法人や当該法人等の経営上の内部管理に属する情報であり、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが認められるため、非公開とすることが妥当である。また、未収に対する本件法人の対策に関する情報については、その内容が、一般的に実施すると思われる対応策が記載されており、特にこの情報を公開したとしても、本件法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、土地の賃貸先の個人名や賃貸料の額についてであるが、土地の賃貸に関する内容は、本件法人の経営上の内部管理に属する情報であり、賃貸先の個人に関する情報でもあることから、公にすることによって、正当な利益を害するおそれが認められるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、収入に結びつくような事業に関する事業者名およびその内容についてであるが、本件は例として総会の中で提案された情報であり、テナント名は一般的には公開と判断されており、その内容についても特に競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは見当たらないため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、第7期定期総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産に記載のある預金の取引先金融機関名と固定負債の長期借入先金融機関名についてであるが、上記（コ）で判断しているとおり、非公開とすることが妥当であり、そのうち、固定負債の中の長期借入金で「ふるさと融資（ふるさと財団）」については、公開することが妥当であると判断する。

(ス) 文書⑬について

当該公文書は、平成20年5月26日に開催された平成20年度第6期定時総会に関する町の記録と総会資料が添付されているものである。

実施機関は、町の記録中、テナント名およびテナントが特定される情報や、営業報告書では、役付役員会に関する事項のテナント名、財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名を非公開としている。

まず、社長挨拶の中で非公開としているテナント名およびテナント名を特定できる情報についてであるが、上記（イ）で説明しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開とすることが妥当であると判断する。

つぎに、第6期定時総会資料の営業報告書中、役付役員会に関する事項のオープンしたテナント名についてであるが、上記（イ）で説明しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開とすることが妥当であると判断する。

つぎに、第6期定時総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産に記載のある預金の取引先金融機関名と固定負債の長期借入先金融機関名についてであるが、上記（コ）で判断しているとおり、非公開とすることが妥当であり、そのうち、固定負債の中の長期借入金で「ふるさと融資（ふるさと財団）」については、公開とすることが妥当であると判断する。

(セ) 文書⑭について

当該公文書は、平成19年5月29日に開催された平成19年度第5期定時総会に関する町の記録と総会資料が添付されているものである。

実施機関は、町の記録中、テナントの賃貸料の内容や、営業報告書では、取締役会および役付役員会に関する事項のテナント名、財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名を非公開としている。

まず、テナントの賃貸料の内容についてであるが、その中の一部でハートタウン全般の賃貸料に関する説明をしている箇所があるが、この部分に関しては、公にしたとしても正当な利益を害するおそれは見当たらないため、公開とすることが妥当であると判断する。また、テナント料を軽減している情報についても、上記（イ）で説明しているとおり、公開とすることが妥当であると判断する。前記以外の賃貸料の内容で非公開にしている部分については、本件法人や当該法人等の経営上の内部管理に属する情報であり、公にすることによって競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。

つぎに、第5期定時総会資料の営業報告書中、取締役会および役付役員会に関する事項の閉店したテナント名および開店したテナント名についてであるが、上記（イ）で説明しているとおり一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内

容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、第5期定時総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産に記載のある預金の取引先金融機関名と固定負債の長期借入先金融機関名についてであるが、上記（コ）で判断しているとおり、非公開とすることが妥当であり、そのうち、固定負債の中の長期借入金で「ふるさと融資（ふるさと財団）」については、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、第5期定時総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産における商品在庫のテナント名についてであるが、上記（イ）で説明しているとおり、一般的には公開している情報であり、本件公文書内の情報の内容・性質等によっても、公にすることによって、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公開することが妥当であると判断する。

つぎに、第5期定時総会資料の営業報告書中、財産目録の流動資産における未収入金の取引先名についてであるが、本件法人の取引先や経理に関する情報として当該法人の内部管理に属する情報であり、当該情報に関する内容・性質等によっても公にすることにより、本件法人および相手方法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とすることが妥当である。

（6）条例第6条第1項第6号の該当性について

（ア）条例における非公開情報の解釈

条例第6条第1項第6号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等保護、犯罪の予防又は捜査、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるもの」と定めている。

本号は、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防や捜査等に支障を生ずるおそれがある情報を非公開情報として定めたものである。

「人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防や捜査等に支障となる情報」とは、公開することにより、特定の個人が識別され、何らかの犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法、不当行為などの通報者、告発者が特定され、危害を加えられるおそれのある情報を指すものである。

（イ）監査報告書の監査役の印影について

実施機関は、3（3）の文書⑩～⑭の中で、本件法人の総会資料の営業報告書中、監査報告書にある監査役の印影について、公開することにより偽造等による犯罪予防に支障をきたすおそれがあるとして、条例第6条第1項第6号の規定により非公開としている。

当審査会としては、当該部分を公開することとなると、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報であることから、同号に該当し非公開とすることは妥当である。

(7) その他

そのほか、申立人は、異議申立ての理由の一つとして「国が示す第三セクターに関する指針に反している」旨の主張をしている。しかしながら、当審査会の役割は、実施機関が行った公開決定等に対して異議申立てがなされた場合において、その対象となる公文書の全部または一部が非公開情報に該当するか否かを、条例の規定および趣旨に照らしながら調査審議するものである。このことから、当審査会としては、本件主張の当否について判断する立場になく、当該主張を含めた申立人のその他の主張については、本異議申立ての審議の対象とはしなかった。

(8) 結論

以上のとおりであるから、本異議申立てに対して当審査会は、上記1の結論のとおり答申するものとする。

4 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 後藤英文

職務代理者 花村春光

委員 木間貴彦、岡戸千佳子、足達由香

別表

文書名	実施機関が非公開と決定した部分	審査会が公開と判断した部分
文書① ハートタウンはぼろの運営状況説明について（平成21年6月3日起案）	法人の出席者氏名および役職名、借入金利率の軽減額、借入先、利率、返済期間、借入時の協議内容、融資の情報、預金額、テナントの状況説明箇所、未収金の状況および未収金内訳、損金および繰越損失の額、ゴミ袋取扱業務委託料の年間取扱額	法人の出席者氏名および役職名、預金額、テナントの状況説明中、テナント料を軽減している内容の部分、損金および繰越損失の額、ゴミ袋取扱業務委託料の年間取扱額
文書② 商業複合施設「ハートタウンはぼろ」テナントの決定について（平成19年6月28日起案）	閉店テナント名、開店テナント名および法人名ならびに開店日、法人の説明者氏名および役職名、後継テナントに出店希望した事業者情報およびその家族の状況、後継テナントの条件、後継テナントを紹介した事業者情報、後継テナントの関連情報、後継テナントの経営方針、個人の心情に関する情報	閉店テナント名、開店テナント名および法人名ならびに開店日、法人の説明者氏名および役職名、後継テナントの条件、後継テナントの経営方針
文書③ 「株ハートタウンはぼろ」1Fキーテナントに関する報告について（平成18年4月19日起案）	テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名、開店日、法人等の内部事情に関する情報、個人の氏名および戸籍事項に関する情報、増加した売り場面積の坪数	テナントが特定される情報およびテナント名（ただし、他の情報と組み合わせることにより、正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）、開店日、法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、増加した売り場面積の坪数
文書④ 商業複合施設内のテナントの決定について（平成18年4月17日起案）	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、後継テナント名および開店日、後継テナントの内部事情	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、後継テナント名および開店日
文書⑤ 商業複合施設内のテナントの撤退について（平成18年1月30日起案）	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、閉店テナントに対する具体的な対応経過の部分	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報

文書⑥ ショッピングセンター『ハートタウンはぼろ』のテナント閉店の経過報告について（平成18年1月30日起案）	テナント名、テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および役職名	テナント名、テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および役職名
文書⑦ ショッピングセンター『ハートタウンはぼろ』のテナント閉店について（平成17年12月15日起案）	テナント名、テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および役職名、テナントに対する具体的な対応状況の部分	テナント名、テナントが特定される情報、法人の出席者氏名および役職名
文書⑧ ハートタウンはぼろに係る運営状況等について（平成17年12月9日起案）	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報、テナントに対する具体的な対応経過の部分	法人の出席者氏名および説明者氏名ならびに役職名、テナント名およびテナントが特定される情報
文書⑨ 「ハートタウンはぼろ」の情報公開に係る意見交換について（平成20年8月13日起案）	法人の出席者氏名および役職名	法人の出席者氏名および役職名
文書⑩ （株）ハートタウンはぼろ第9期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入先の金融機関名 ・未収入金の対象テナントおよび件数 ・空きスペースを活用した催し物の内容に関する事業者名および展示内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収入金の件数 ・空きスペースを活用した催し物の内容に関する事業者名および展示内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の代表取締役と代表取締役専務の住所 ・財産目録の流動負債における借入先金融機関名のうち、ふるさと融資の内容

文書⑪ ㈱ハートタウンはぼろ第8期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入先の金融機関名 ・貸倒損失の対象テナント名 ・旅費の内訳 ・未収入金の件数および内容 ・建設協力金の額 ・個別事業の具体策で展示に関する事業者名および展示内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費の内訳のうち、融資に関する部分 ・未収入金の件数および内容のうち、未収入金の件数、未収入金の総額、未収先への対応内容（テナントが特定される情報を除く。） <p>・個別事業の具体策で展示に関する事業者名および展示内容</p> <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の代表取締役と代表取締役専務の住所 ・財産目録の流動負債における借入先金融機関名のうち、ふるさと融資の内容
文書⑫ ㈱ハートタウンはぼろ第7期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業等テナント名 ・未収対象のテナント名やテナントが特定される情報、内部事情 ・テナントの休業に対する対応 ・未収金の内容および対策 ・土地の賃貸料の内容 ・収入に結びつくような事業の例の事業者名および内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の住所 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収に対する本件法人の対策 ・収入に結びつくような事業の例の事業者名および内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の代表取締役と代表取締役専務の住所 ・財産目録の流動負債における借入先金融機関名のうち、ふるさと融資の内容
文書⑬ ㈱ハートタウンはぼろ平成20年度第6期定時総会について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナント名やテナントが特定される情報 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・役付役員会に関する事項のテナント名 	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナント名やテナントが特定される情報 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の代表取締役と代表取締役専務の住所 ・役付役員会に関する事項のテ

	<ul style="list-style-type: none"> ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・監査報告書の監査役の印影 	<p>ナント名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産目録の流動負債における借入先金融機関名のうち、ふるさと融資の内容
文書⑭ （株）ハートタウンはぼろ第5期定時株主総会の復命について（総会資料含む）	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナントの賃貸料の内容 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の電話番号および住所 ・取締役会および役付役員会に関する事項のテナント名 ・財産目録の流動資産における取引先金融機関名および流動負債における借入先金融機関名 ・財産目録の流動資産における商品在庫のテナント名 ・財産目録の流動資産における未収入金の取引先名 ・監査報告書の監査役の印影 	<p>ア 会議記録部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テナントの賃貸料の内容のうち、ハートタウン全般の賃貸料に関する説明をしている部分 ・テナント料を軽減している情報 <p>イ 営業報告書部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員構成の代表取締役と代表取締役専務の住所 ・取締役会および役付役員会に関する事項のテナント名 ・財産目録の流動負債における借入先金融機関名のうち、ふるさと融資の内容 ・財産目録の流動資産における商品在庫のテナント名